

京都市告示第 18 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 4 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
東第二緯19号線	左京区田中大堰町114番地の9地先から	旧	メートル 29.10	メートル 1.20 ~ 2.45
	同町113番地の6地先まで	新	29.10	1.52 ~ 7.20
大覚寺緯3号線	右京区嵯峨大覚寺門前井頭町12番地の124地先から	旧	32.30	2.60 ~ 2.65
	同町12番地の27地先まで	新	32.30	2.65 ~ 4.01
嵯峨155号線	右京区嵯峨大覚寺門前井頭町12番地の59地先から	旧	23.00	3.50 ~ 3.55
	同町12番地の28地先まで	新	22.50	3.40 ~ 6.40

(建設局土木管理部道路明示課)